



国空航第1261号
国空機第1155号
平成29年7月18日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



航空機安全課長



小型航空機の運航の安全確保について

本日、運輸安全委員会は、平成27年7月26日に個人所属パイパー式PA-46-350P型機が調布飛行場を離陸直後に住宅に墜落し、住民を含む3名が死亡、5名が負傷した事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。

同報告書によれば、本事故は、同機が最大離陸重量を超過した状態で飛行したこと、低速で離陸したこと及び過度な機首上げ姿勢を継続したことにより、離陸上昇中の速度が低下したことが事故原因であると推定しています。

また、事故原因を踏まえ、国土交通大臣（航空局）あてに安全向上策として、自家用小型航空機の操縦士に対し、以下の内容について理解の促進、指導の強化を行うよう勧告がなされています。

- 出発前の確認における最大離陸重量及び重心位置限界の遵守に加えて、飛行規程に規定された性能上の要件を満たしていることを確認すること
- 飛行規程に規定された速度及び手順を常に遵守するとともに、離陸時に加速不足又は速度の減少等の飛行性能の低下が発生した場合に備えて、飛行規程の非常操作手順に従うことを含め、常日頃から対処法を考えておき、出発前の準備時に操縦士自身がセルフブリーフィングを行ってこれらの対処方法を確認すること

航空局では事故直後から、離陸重量等の出発前の確認手順の再点検を含む注意喚起文書の発出、航空安全講習会の開催、安全啓発リーフレットの配布等、再発防止の取組みを行ってきましたが、当該勧告内容について、改めて傘下会員、関係団体等に周知の上、一層の安全確保に努めて頂くよう、注意喚起方よろしくお願い致します。